

## 公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第21号

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条並びに公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「職員就業規則」という。）第30条、公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び外国人教師就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第28号。以下「再雇用職員及び外国人教師就業規則」という。）第23条及び公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第29号。以下「契約職員就業規則」という。）第26条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「本学役員」という。）並びに法人に勤務する職員の兼業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者（以下「役職員」という。）に適用する。

- (1) 本学役員（非常勤の者を除く。以下同じ。）
- (2) 職員（職員就業規則、再雇用職員及び外国人教師就業規則又は契約職員就業規則の適用を受ける者（契約職員就業規則の適用を受ける者にあつては、病院に勤務する医師又は歯科医師を除く。）をいう。以下同じ。）

（一部改正 平成18年達第65号）

### (定義)

第3条 この規程で「兼業」とは、法人の業務のほか、継続的又は定期的に、報酬の有無に関らずに次の第1号から第4号までに掲げる地位を兼ねること及び報酬を得て次の第5号から第8号までに掲げる地位を兼ねることをいう。

- (1) 商業、工業、金融業等利潤を得て、これを構成員に配分することを主目的とする企業体で、商法（明治32年法律第48号）上の会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を営む団体（以下「営利企

業」という。) の役員、顧問若しくは評議員の職若しくはその事業の職を兼ねること又は営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねること（以下「営利企業の兼業」という。）。

(2) 役職員が自己の名義で営利企業を經營すること（名義人が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。以下「自営の兼業」という。）。

(3) 医療法（昭和23年法律第 205 号）第39条第 2 項に規定する医療法人（以下「医療法人」という。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）、私立学校法（昭和24年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、放送大学学園法（平成14年法律第 156 号）第 3 条に規定する放送大学学園（以下「放送大学学園」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第 2 条第 2 号に規定する公益法人（以下「公益法人」という。）、その他法律に規定する法人及び法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職を兼ねること（以下「営利企業以外の団体の兼業」という。）。

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 2 項に規定する公立学校（以下「公立学校」という。）若しくは私立学校（以下「私立学校」という。）、同法第 124 条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）、放送大学学園等の教育施設等で教育に関する事業又は事務の職を兼ねること（以下「教育に関する兼業」という。）。

(5) 国又は地方公共団体に重要事項を調査・審議するために設置されている審議会等の委員等の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職を兼ねること（以下「行政機関の兼業」という。）。

(6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人（以下「国立大学法人」という。）、同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」という。）、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人又は国若し

くは地方公共団体の行政機関の職（国立大学法人、大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人により設置された大学又は大学共同利用機関の職を含み、前号の規定に該当する職を除く。）を兼ねること（以下「独立行政法人等の兼業」という。）。

(7) 本学関連団体の職を兼ねること（以下「本学関連団体の兼業」という。）。

(8) 教育、学術、文化、スポーツ等の振興を図ることを目的とする特殊法人、公益法人その他学会等の各種委員会等の業務のうち、著しく公益性が高いと認められる職を兼ねること（以下「特殊法人等の兼業」という。）。

2 この規程で「兼職」とは、法人の業務のほか継続的又は定期的に、報酬を得ずに前項第5号から第8号までに掲げる職を兼ねる場合をいう。

（一部改正 平成18年達第65号、平成20年達第114号）

#### （兼業・兼職の原則）

第4条 理事長は、この規程に基づき兼業及び兼職の申請があった場合は、次の各号に掲げる基本原則のいずれにも適合すると認めるときに許可することができるものとする。

(1) 兼業及び兼職をすることにより、職務の遂行に支障をきたす恐れがないこと。

(2) 兼業及び兼職による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与える恐れがないこと。

(3) 申請に係る兼業及び兼職先との間に、物品の購入、業務の委託等の契約関係又は許可、認可等の権限行使その他特別な利害関係がないこと、かつ、その発生の恐れがないこと。

(4) 兼業及び兼職先の事業又は事務に従事することによって、職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

（一部改正 平成30年達第5号）

#### （兼業・兼職の手続き）

第5条 役職員が兼業を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

2 役職員が兼職を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、本学役員が第3条第1項第1号又は第2号に掲げる兼業を行う場合については、本学役員の区分に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事長又は監事 第1項に規定する理事長の許可に加え、名古屋市長の承認を得なければならない。

(2) 副理事長又は理事 第1項に規定する理事長の許可を受けることにより地方独立行政法人法第55条に規定する理事長の承認を受けたものとみなす。

(一部改正 平成18年達第65号)

#### (許可期間)

第6条 兼業及び兼職の許可期間は、2年以内とする。ただし、当該兼業する職に関し法令等により任期の定めがある場合は、5年を限度として許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、任期の定めのある教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）については、その任期の範囲内でこれを許可することができる。

3 前2項による兼業及び兼職の許可期間は、更新することができる。

#### (短期間の兼業及び兼職)

第7条 第11条及び第13条から第16条までに規定する兼業又は兼職を勤務時間外に行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときには、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事長に事前に届け出ることによりこれらの規定による理事長の許可を受けたものとみなす。ただし、職務の遂行に支障を生じる等必要な場合には、理事長は、兼業若しくは兼職に従事せず、又は兼業若しくは兼職に従事する日時等の変更を求めることができるものとする。

(1) 1日限りの兼業又は兼職である場合

(2) 2日以上6日以内兼業又は兼職である場合のうち、当該兼業又は兼職に従事する総従事時間数が10時間未満の場合

2 前項の日数の算定は、従事する日の連続又は断続にかかわらず、あらかじめ従事する日が特定され、当該業務の内容に継続性が認められる場合は、従事する日のすべてを合算するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定に該当する場合であっても、長期間継続する任期の定めのある職を兼ねる場合には、第12条及び第14条から第16条までに基づく理事長の許可を受けなければならない。

(一部改正 平成18年達第65号)

#### (勤務時間の取扱い)

第8条 兼業又は兼職に従事する時間は、勤務時間外（勤務時間の割振り変更により勤務時間外となる場合を含む。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、勤務時間を割いて兼業又は兼職に従事することができるものとする。
- 3 前項の規定により勤務時間を割いて兼業又は兼職に従事した時間については、兼業の場合にあっては給与を減額し、兼職の場合にあっては法人における職務の一部とみなし、給与を減額しないものとする。

#### (兼業時間数の制限)

第9条 月曜日から金曜日までの間に兼業に従事する場合には、その月における従事する時間を合算した時間数をその月の月曜日から金曜日までの日数で除した時間数（1時間に満たない端数が生じた場合は、1時間とする。）が2時間を超えてはならない。

- 2 土曜日又は日曜日に兼業に従事する場合には、次の各号に掲げる条件のいずれも満たすようにしなければならない。
  - (1) 従事する日数は、その月の土曜日及び日曜日の日数に2分の1を乗じた日数（1日に満たない端数は切り捨てる。）を超えてはならない。
  - (2) その月における従事する時間を合算した時間数をその月の土曜日及び日曜日の日数に2分の1を乗じた日数（1日に満たない端数は切り捨てる。）で除した時間数（1時間に満たない端数が生じた場合は、1時間とする。）が10時間を超えてはならない。
- 3 兼職する場合には、その月における従事する時間を合算した時間数をその月の歴日数で除した時間数に7を乗じて得た時間数（1時間に満たない端数が生じた場合は、1時間とする。）が10時間を超えてはならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、これらの規定の制限を超えて従事することができる。

- 5 第1項から第3項までの時間数の算定にあたっては、第7条第1項に規定する短期間の兼業及び兼職に従事する時間については、これを算入しない。

**(内容変更、取消し等)**

第10条 この規程により許可を受けた兼業及び兼職の内容に変更があった場合は、再度許可を受けなければならない。

- 2 理事長は、許可した兼業及び兼職について、兼業及び兼職の種類に応じて定められた許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、その兼業の許可を取り消すものとする。
- 3 理事長は、必要に応じて、許可を与えた役職員に兼業及び兼職の実施状況の報告を求めることができる。

**(営利企業の兼業)**

第11条 営利企業の兼業は、理事長の許可を受けることができない。ただし、次の各号に掲げる兼業については、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 技術移転兼業 教員が技術移転事業者の役員（取締役（監査役を除く。）、業務を執行する無限責任社員、理事、支配人その他これらに準ずるもの（発起人及び清算人を含む。）をいう。次号において同じ。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合
- (2) 研究成果活用兼業 教員が研究成果活用企業の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合
- (3) 監査役兼業 教員が株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役を兼ねる場合
- (4) 営利企業の事業以外の兼業 営利企業の事業に直接関与しない職を兼ねる場合
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる兼業を許可された教員は、前年度の兼業の状況について、毎年5月末日までに理事長に報告しなければならない。
- 3 第1項第4号に規定する営利企業の事業に直接関与しない職とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 営利企業附設の診療所等の非常勤医師など営利企業の営業に直接関与するものではない場合

- (2) 法人が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 次に掲げる非常勤講師の業務に従事する場合であって、従業員教育又は社会教育の一環と認められるとき
  - ア 営利企業附設の教育施設又は研修施設で行う非常勤講師の業務
  - イ 営利企業が関与する研修会等又は文化講座等で行う非常勤講師の業務
- (4) テレビ、ラジオ出演等又は、新聞、学術雑誌等への寄稿等で社会教育の一環と認められる場合
- (5) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (6) 法令又は条例において、学識経験者からの意見聴取を行うことを義務づけられている場合
- (7) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (8) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (9) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合

（一部改正 平成18年達第107号）

#### （**自営の兼業**）

第12条 職員が不動産及び駐車場（以下「不動産等」という。）の賃貸若しくは太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売に係る自営の兼業又は不動産等の賃貸若しくは太陽光電気の販売以外の自営の兼業を行おうとする場合には、理事長の許可を受けなければならない。ただし、小規模なものについては、この限りでない。

（一部改正 平成30年達第5号）

#### （**営利企業以外の団体の兼業**）

第13条 営利企業以外の団体の兼業は、次の各号いずれかに該当する場合を除き、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療・療養機関の長を含む。）の職を兼ねる場合



- (2) 学校法人の理事長、理事、監事及び学校長並びに専修学校、各種学校若しくは幼稚園の設置者又はこれらを設置する法人等の理事長、理事、監事、学校長及び園長を兼ねる場合
  - (3) 公益法人その他法律に規定する法人及び法人格を有しない団体等（以下「公益法人等」という。）の役員（会長、理事長、理事、監事、顧問、評議員等をいう。次項において同じ。）を兼ねる場合
  - (4) 大学等の入学試験の準備を目的として設置・開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公益法人等の役員を兼ねる場合には、理事長の許可を受けることができる。
- (1) 国際交流を図ることを目的とする公益法人等
  - (2) 学会等学術研究上有益であると認められ、当該役職員の研究分野と密接な関係がある公益法人等
  - (3) 学内に活動範囲が限られた公益法人等及びこれに類する公益法人等
  - (4) 育英奨学に関する公益法人等
  - (5) 産学の連携・協力を図ることを目的とする公益法人等
  - (6) 教育、学術、文化、スポーツ等の振興を図ることを目的とする著しく公益性が高いと認められる公益法人等

**（教育に関する兼業）**

第14条 次の各号に掲げる教育に関する兼業は、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校、私立学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学（以下「放送大学」という。）及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する職を兼ねる場合
- (2) 図書館、博物館、公民館、青年の家その他社会教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち専ら教育事務に従事するもの及び国又は地方公共団体におかれる審議



会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合

- (4) 学校法人、放送大学及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）で、教育の事業を主たる目的とする法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合
- (5) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する職を兼ねる場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職を兼ねる場合は、理事長の許可を受けることができない。

- (1) 国立学校、公立学校、私立学校、専修学校、各種学校又は放送大学の長を兼ねる場合
- (2) 国立、公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 学校法人及び社会教育関係団体の理事長又はその他の役員の職を兼ねる場合
- (4) 国会、裁判所、防衛庁、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

（一部改正 平成22年達第107号）

#### （行政機関の兼業・兼職）

第15条 次の各号に掲げる行政機関の兼業及び兼職は、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 公益性が強く、法令又は条例で学識経験者から意見の聴取を行うことが義務付けられている場合
- (2) 行政機関の非常勤の職を兼ねる場合（前号の規定に該当するときを除く。）
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、国等の行政機関が必要に応じて設置している非常勤の職を兼ねる場合

#### （独立行政法人等、本学関連団体又は特殊法人等の兼業・兼職）

第16条 次の各号に掲げる独立行政法人等、本学関連団体又は特殊法人等の兼業及び兼職は、理事長の許可を受けて従事することができる。

- (1) 当該法人又は団体に置かれる委員会等の委員を兼ねる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか当該法人又は団体が必要に応じて設置している非常勤の職を兼ねる場合

#### (法人の免責)

第17条 兼業又は兼職による事故及び災害については、法人は一切その責任を負わない。

#### (委任)

第18条 この規程を実施するに当たって必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日以後の期間に係る兼業のうち、施行日の前日までに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条又は教育公務員特例法第17条の規定に基づき許可を受けたものについては、この規程の定めるところにより兼業の許可を受けたものとみなす。

##### (派遣職員の特例)

- 3 この規程にかかわらず、公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律50号）第2条1項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第52号）第2条第1項の規定に基づき法人に派遣された職員については、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第14号）の規定を優先して適用する。

（一部改正 平成20年達第114号）

##### 附 則（平成18年4月21日公立大学法人名古屋市立大学達第65号）

この規程は、発布の日から施行する。

##### 附 則（平成18年6月29日公立大学法人名古屋市立大学達第107号）

この規程は、発布の日から施行する。

##### 附 則（平成20年12月1日公立大学法人名古屋市立大学達第114号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成22年10月 1 日公立大学法人名古屋市立大学達第 107 号）  
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成30年 1 月29日公立大学法人名古屋市立大学達第 5 号）  
この規程は、平成30年 2 月 1 日から施行する。